

告 示

埼玉県告示第十三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新河岸ファッションモール店

埼玉県川越市大字砂新田字新河岸道附六十一番三外七筆

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 令和四年七月二十日開催の交通協議で指摘があつたとおり、「川越市自転車放置防止条例」第五条に基づき、当該施設利用者のために必要な自転車駐車場の設置について、御協力いただきますようお願いします。
- (2) 市道側の交通需要の増加が懸念されますので、対策を検討いただきますようお願いいたします。

- (3) 近隣に小中学校があるため、現地周辺の道路は通学路となつております。店舗工事の際の重機等の出入りや開店後の車両の出入りにおいて、案内看板の設置や、従業員・交通整理員等の誘導によって、児童・生徒の安全の確保、交通安全対策を講じるようにしてください。

二 縦覧期間

令和四年十月七日から令和四年十一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター